

白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和 7 年 3 月 31 日に公布され、一部の規定について、令和 7 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、条例改正を行ったものである。

2 改正の概要

(1) 国民健康保険税賦課限度額の改正（第 2 条及び第 20 条関係）

地方税法施行令で定められた額と同額とする。

（基礎課税分（医療分）限度額：65 万円⇒66 万円

後期高齢者支援金等分限度額：24 万円⇒26 万円）

■ 国民健康保険税賦課限度額比較表 ■

区 分	改 正 前	改 正 後
基礎課税分（医療分）	65 万円	<u>66 万円</u>
後期高齢者支援金等分	24 万円	<u>26 万円</u>
介護納付金分	17 万円	17 万円
合 計	106 万円	<u>109 万円</u>

(2) 国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の基準の改正（第 20 条関係）

ア 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を現行の 29 万 5 千円から 30 万 5 千円に引き上げた。

イ 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を現行の 54 万 5 千円から 56 万円に引き上げた。

■ 国民健康保険税軽減判定所得基準額比較表 ■

区 分	改 正 前	改 正 後
5 割軽減世帯 （被保険者等の数に乗じる額）	29 万 5 千円	<u>30 万 5 千円</u>
2 割軽減世帯 （被保険者等の数に乗じる額）	54 万 5 千円	<u>56 万円</u>

3 施行期日及び適用区分

- (1) 施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日とした。
- (2) 改正後の条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、従前の例による。